

令和7（2025）年度 とちぎ未来人材応援奨学金支援助成金 支給対象者募集要項

栃木県では、県内企業への就職を希望する大学生、大学院生、短期大学生、高等専門学校生、専門学校生を対象に、貸与を受けている奨学金の返還額の一部を助成する事業を実施しており、その支給対象者を募集します。

（注）奨学金返還の助成を受けるためには、企業等に就職する前に、支給対象者の認定を受ける必要があります。

1 募集対象者

次の各号のいずれにも該当する者とします。

（1）次のア～エのいずれかの奨学金の貸与を受けている者

- ア （独）日本学生支援機構の第一種奨学金又は第二種奨学金
- イ （公財）栃木県育英会の一般奨学金
- ウ （独）日本学生支援機構HP掲載の奨学金事業実施団体奨学金
- エ その他の知事が認める貸与型奨学金

（2）令和7（2025）年4月1日時点で次のア～オのいずれかに該当する者

- ア 大学3年生（6年制の場合は5年生）
- イ 大学院修士課程1年生
- ウ 短期大学1年生
- エ 高等専門学校4年生
- オ 専修学校の専門課程（以下「専門学校」という。）1年生（1年制は除く、3年制の場合は2年生、4年制の場合は3年生）

（3）栃木県内に定住を希望する者

なお、募集の要件ではありませんが、卒業後に助成金の支給を受けるためには、以下の助成要件を満たす必要があります。

【助成要件】

- ・ 栃木県内に本社、本店、支社、支店、事業所等が所在する企業又は団体※（公務員を除く）に正規雇用として在職している者
- ※大企業については、県内に本社機能を有する場合のみ対象
- ※医療機関等については、県外に本部機能を有する場合も対象
- ・ 栃木県内に居住している者

2 助成対象者数

50名程度

3 募集期間

令和 7（2025）年 6 月 9 日（月）から 11 月 25 日（火）まで

4 助成の内容

次のとおり、奨学金の返還額の一部を助成します。助成対象期間は、原則、県内の事業所等に就職する令和 9（2027）年から 8 年間とします。

区 分	助 成 金 額	助成金額の上限
大学生	卒業前 2 年間に貸与を受ける奨学金の全額	150 万円
大学院生	修士課程修了前 2 年間に貸与を受ける奨学金の額の 2 分の 1	100 万円
短期大学生	卒業前 2 年間に貸与を受ける奨学金の額の 2 分の 1	70 万円
高等専門学校生	卒業前 2 年間に貸与を受ける奨学金の額の 2 分の 1	70 万円
専門学校生	卒業前 2 年間に貸与を受ける奨学金の額の 2 分の 1	70 万円

5 応募方法

栃木県電子申請システムから応募してください。

応募後、選考対象者に対して別途栃木県が送付する選考フォームから選考を申込みとともに、次に掲げる書類を提出してください。

- （1）奨学金貸与証明書又は奨学金の貸与を受けていることがわかるもの
- （2）成績証明書（大学生は大学 1・2 年次、大学院生（修士課程）は大学 1～4 年次、短期大学生は高校 1～3 年次、高等専門学校生は 1～3 年次、専門学校（2・3 年制）生は高校 1～3 年次、専門学校（4 年制以上）生は専修学校 1・2 年次分）

【電子申請システム URL】

https://apply.e-tumo.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=8028

6 支給対象者の認定

選考対象者に対し審査を行い、支給対象者を認定します。結果は、選考対象者全員に通知します。

なお、審査に際して、必要に応じてメール及び電話等により記載内容の確認を行うとともに、追加書類の提出を求める場合があります。

7 認定の取り消し

次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消します。

- (1) 令和10（2028）年4月1日までに県内の事業所等に正規雇用により就職しなかったとき
- (2) 退学したとき
※退学届（様式第3号）を提出してください。
- (3) 転職等により助成要件を満たさなくなったとき
※辞退届（様式第2号および12号）を提出してください。

8 認定を受けた後の手続きについて

(1) 6で認定を受けた後の手続きは、次のとおりです。

(例) 大学生（4年制） の場合	大学3年生（令和7年度）	認定
	大学4年生（令和8年度）	内定状況等調査（12月頃） … ア
	就職1年目（令和9年度）	助成金の支給決定申請 （就職後1ヶ月以内） … イ
	就職2年目（令和10年度） ～ 就職9年目（令和17年度）	助成金の交付申請（毎年度） 締め切り：5月末 … ウ

ア 卒業する年度（令和8（2026）年度）

就職内定状況等を把握するため、12月頃に調査を実施しますので、回答してください。

イ 就職した年度（令和9（2027）年度）

6の認定だけでは助成金は交付されません。「支給決定申請」が必要です。

助成金の交付は、以下のウの手続き後となります。

ウ 助成期間（令和10（2028）年度～令和17（2035）年度）

令和10（2028）年4月以降、毎年度必ず申請してください。

※交付決定後に助成金を交付します。

※認定内容（住所、氏名等）に変更が生じたときは、速やかに変更届（様式第7号）を提出してください。

(2) 助成期間中に、一時的に要件を満たさなくなった場合は、次のとおり助成対象期間及び交付期間を延長することができます。

- 転勤の場合・・・・・・・・・・・・・2年以内
- 離職の場合・・・・・・・・・・・・・2年以内
- 奨学金の返還期限の猶予が承認された場合・・・承認された期間
（産前・産後休暇、育児休業等）

9 その他

他の自治体が行う奨学金の返還支援と重複して助成を受けることはできません。

10 応募先・問い合わせ先

栃木県産業労働観光部 労働政策課 雇用対策担当

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20

TEL：028-623-3224 FAX：028-623-3225

メール：rousei@pref.tochigi.lg.jp

助成金制度の詳細、指定様式等はホームページに掲載しています。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/koyou/koyou/miraijinzaiousyougakukin.html>